

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
岩国市	河内地区 (行正集落・竹安集落・寺山集落・ 土生集落・近延集落・甘木集落・大山 集落・伊房集落・入野集落・上田集落・ 角集落・保木集落・下集落・行波集落・ 天尾集落・杭名集落)	令和3年3月23日	令和4年3月25日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	276.7 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	138.9 ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	93.6 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	23.1 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	50.0 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	1.7 ha
(備考)	

- 注1:③の「75才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

- ・若年層の営農が少ない。圃場整備されておらず、大型機械の導入が難しいことも1つの要因にある。
- ・農業を任せられる人や手伝ってくれる人が欲しい。
- ・鳥獣害の被害が多い。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- ・大山集落と入野集落の農地利用については、中心経営体である認定農業者2経営体が担うほか、農地の集積・集約し、合わせて法人等組織を立ち上げ将来の農地の集約化を図る。
- ・行正集落、竹安集落、土生集落、近延集落、伊房集落、寺山集落の農地利用については、中心経営体である集落協定の代表者を中心に担っていき、中山間を生かしたブランド米を作る。
- ・上田集落、角集落、保木集落、下集落、行波集落、天尾集落、杭名集落、甘木集落の農地利用については、後継者が帰って就農しやすいよう効率的な農地集積ができるよう地域集落で協力し、農地の引き受け先が見つからない場合は、農地中間管理機構などを活用していく。
- ・今後の方向性を地域で話し合う場を設ける。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
計	9人		23.2 ha		24.9 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>【農地中間管理機構の活用方針】 拡大意向のある中心経営体を中心に、農地の集約化を目指す。</p>
<p>【法人組織設立の取組方針】 若年層へ農地を継承していくため、法人等営農組織の設立に向けた話し合いを進める。</p>
<p>【特産化の推進】 ブランド米や栗の特産品を開発する。</p>
<p>【プランの充実】 プランに位置付けられない農業者も含め、定期的に意見交換会を実施するなど、本プランがより充実したものになるように努めていく。</p>

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。